

◇職員の号給を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則

- 1 基準となる職務の変更に伴い、号給を決定する基準の一部を改めることにしました。
- 2 この規則は、公布の日（令和8年6月12日）から施行し、令和8年6月3日から適用することにしました。

（行政委員会事務局任用調査部任用調査課）